

名称	日時	会場等	お問い合わせ先
三重県中小企業団体中央会 第65回通常総会	令和2年 5月29日(金) 13:30~	会場：三重県勤労者福祉会館 6階講堂 (津市栄町1丁目891番地)	総務調整課 TEL059-228-5195
第57回 中小企業団体三重県大会	令和2年 10月7日(水) 13:30~	会場：アスト津4階 アストホール (津市羽所町700番地)	企画情報課 TEL059-228-5195
第72回 中小企業団体全国大会	令和2年 10月22日(木)	会場：ザ・ヒロサワ・シティ会館 (茨城県立県民文化センター) (茨城県水戸市)	総務調整課 TEL059-228-5195

事業主の皆さまへ **「育児・介護休業法施行規則等の改正のお知らせ」**
(施行は令和3年1月1日です)

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります! (令和3年1月1日)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得**できるようになります。

【改正のポイント】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・半日単位での取得が可能 ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間単位での取得が可能 ・全ての労働者が取得できる

○「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

○法令で定められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。

・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

注 いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

【労使協定を締結する際の注意点】

○子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合ってお決めください。(労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮をお願いします。)

【両立支援等助成金について】

○時間単位で利用できる有給の子の看護休暇制度や介護休暇制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなどの要件を満たした事業主には、**両立支援等助成金が支給されます。**

お問合せ先 三重労働局 雇用環境・均等室 TEL059-226-2318

「中央会レポートみえ」へ情報をお寄せください!!

三重県中小企業団体中央会では、本誌を組合活動のPRにお役立て頂くために、イベントや記念事業、各種研修会・講習会開催の情報を募集しております。組合で行うイベントや行事等ございましたら、ぜひ情報をお寄せください。

三重県中小企業団体中央会 企画情報課
〒514-0004
津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
TEL: 059-228-5195 FAX: 059-228-5197
URL: <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>
E-mail: kikaku@chuokai-mie.or.jp